伊香保ゴルフ倶楽部 月例杯競技規則

- この競技においては、次の競技特別規則を適用する。
- この競技特別規則にない事項は、すべて日本ゴルフ協会ゴルフ規則による。

競技特別規則

- 1. アウト・オブ・バウンズの境界線は、白杭をもって標示する。
- 2. 修理地は、青杭をたて、白線をもって標示する。
- 3. ペナルティエリアは赤杭をもって境界とする。
- 4. 管理道路、排水溝、コース内のネット及び樹木の支柱等は、動かせない障害物とする。
- 5.目的外のグリーンに球が止まり(カラーを含む)またはスタンスがかかる時は、罰なしに球を拾い上げ、元の位置にできるだけ近く、かつホールに近づかない箇所に、 ニアレスポイントを決定し、そこから 1 クラブレングス以内で、ドロップしなければならない。 (拾い上げた球はふくことができる)
- 6. ジェネラルエリアにおいて、球が打球の勢いで地面に喰い込んでいるときは、罰なしに球を拾い上げ、元の位置にできるだけ近く、かつホールに近づかない箇所にドロップすることができる。(拾い上げた球はふくことができる)
- 7. スタートのティーイングエリア周辺及びラウンド中のすべての練習ストロークを禁止する。 但し、指定練習グリーンに於けるパッティング練習を除く。
- 8. 使用ティーは、下記の通りとする。 HC17以下 男性:青マーク・女子:ゴールドマークを使用する。 (満70歳以上の男子は白マーク・女子は赤マークから打つことができる) HC18以上男子:白マーク・女子:赤マークを使用する。 (男子満70歳以上の者はゴールドマークから打つことができる)
- 9. 樹木の巻物施設はコースと不可分の部分とする。 (巻物施設に球が挟まった場合、罰なしに救済を受けることはできず、 打てないのであればアンプレヤブルの処置をとることとする)
- 10. 距離計測器の使用を許可する。(高低差等の計測器も使用可能とする)
- ※ プレー時間についてハーフ2時間 15 分以内を厳守の事。プレーの進行に留意し、先行 組との間隔を不当にあけないよう注意すること、プレーの不当な遅延については 警告ののちペナルティーを科す事がある。